

平成28年度

飯能市 一般会計 特別会計 予算

議案第 3 3 号

平成 2 8 年度 飯 能 市 一 般 会 計 予 算

平成 2 8 年度飯能市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 0, 5 5 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		11,893,827
	1 市 民 税	5,165,216
	2 固 定 資 産 税	5,302,486
	3 軽 自 動 車 税	162,292
	4 市 た ば こ 税	453,500
	5 鉱 産 税	1,367
	6 入 湯 税	1,499
	7 都 市 計 画 税	807,467
2 地 方 譲 与 税		187,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	57,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	130,000
3 利 子 割 交 付 金		8,000
	1 利 子 割 交 付 金	8,000
4 配 当 割 交 付 金		57,000
	1 配 当 割 交 付 金	57,000

(単位：千円)

款	項	金 額
5 株式等譲渡所得割交付金		42,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	42,000
6 地方消費税交付金		1,224,000
	1 地方消費税交付金	1,224,000
7 ゴルフ場利用税交付金		147,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	147,000
8 自動車取得税交付金		42,200
	1 自動車取得税交付金	42,200
9 地方特例交付金		48,000
	1 地方特例交付金	48,000
10 地方交付税		3,270,000
	1 地方交付税	3,270,000
11 交通安全対策特別交付金		10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
12 分担金及び負担金		263,889
	1 負担金	263,889
13 使用料及び手数料		314,034
	1 使用料	218,569

	2 手 数 料	95,465
14 国 庫 支 出 金		5,003,664
	1 国 庫 負 担 金	2,695,120
	2 国 庫 補 助 金	2,284,836
	3 委 託 金	23,708
15 県 支 出 金		1,339,059
	1 県 負 担 金	839,125
	2 県 補 助 金	338,002
	3 委 託 金	161,932
16 財 産 収 入		45,149
	1 財 産 運 用 収 入	44,148
	2 財 産 売 払 収 入	1,001
17 寄 附 金		1,006
	1 寄 附 金	1,006
18 繰 入 金		2,018,243
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3,622
	2 基 金 繰 入 金	2,014,621
19 繰 越 金		600,000
	1 繰 越 金	600,000

(単位：千円)

款	項	金額
20 諸 収 入		543,829
	1 延滞金、加算金及び過料	13,181
	2 市 預 金 利 子	780
	3 貸 付 金 元 利 収 入	142,892
	4 受 託 事 業 収 入	120,719
	5 収 益 事 業 収 入	50,000
	6 雑 入	216,257
21 市 債		3,492,100
	1 市 債	3,492,100
歳 入	合 計	30,550,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		234,002
	1 議 会 費	234,002
2 総 務 費		3,429,392
	1 総 務 管 理 費	2,796,618
	2 徴 税 費	379,729
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	139,833
	4 選 挙 費	64,383
	5 統 計 調 査 費	20,013
	6 監 査 委 員 費	28,429
	7 行 政 不 服 審 査 費	387
3 民 生 費		10,129,576
	1 社 会 福 祉 費	4,934,186
	2 児 童 福 祉 費	3,668,446
	3 生 活 保 護 費	1,507,023
	4 災 害 救 助 費	8
	5 国 民 年 金 費	19,913
4 衛 生 費		5,558,951
	1 保 健 衛 生 費	791,290

(単位：千円)

款	項	金額
	2 環 境 費	353,892
	3 清 掃 費	4,413,769
5 労 働 費		31,928
	1 労 働 諸 費	31,928
6 農 林 水 産 業 費		217,746
	1 農 業 費	105,636
	2 林 業 費	112,110
7 商 工 費		612,130
	1 商 工 費	612,130
8 土 木 費		4,048,358
	1 土 木 管 理 費	126,012
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,562,334
	3 河 川 費	21,385
	4 都 市 計 画 費	2,227,461
	5 住 宅 費	111,166
9 消 防 費		1,445,640
	1 消 防 費	1,445,640

10 教 育 費		2,370,974
	1 教 育 総 務 費	399,934
	2 小 学 校 費	514,137
	3 中 学 校 費	498,074
	4 幼 稚 園 費	162,477
	5 社 会 教 育 費	344,320
	6 保 健 体 育 費	452,032
11 災 害 復 旧 費		1
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
12 公 債 費		2,231,302
	1 公 債 費	2,231,302
13 諸 支 出 金		200,000
	1 普 通 財 産 取 得 費	200,000
14 予 備 費		40,000
	1 予 備 費	40,000
歳 出	合 計	30,550,000

第2表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	(仮称) 飯能大河原線橋りょう整備事業	742,000 千円	平成28年度	296,800 千円
				平成29年度	111,300
				平成30年度	333,900

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
廃棄物処理施設建設事業	1,526,000 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
市道整備事業	327,800	同上	同上	同上
橋りょう整備事業	65,300	同上	同上	同上
消防施設整備事業	29,100	同上	同上	同上
小学校施設整備事業	43,900	同上	同上	同上
土地開発公社所有地取得事業	200,000	同上	同上	同上
臨時財政対策	1,300,000	同上	同上	同上
計	3,492,100			

議案第34号

平成28年度飯能市国民健康保険特別会計予算

平成28年度飯能市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,639,902千円と定める。

2 南高麗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,419千円と定める。

3 名栗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76,993千円と定める。

4 事業勘定、南高麗診療所勘定及び名栗診療所勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の
流用

第1表 歳入歳出予算

事 業 勘 定

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		2,042,934
	1 国民健康保険税	2,042,934
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,957,800
	1 国 庫 負 担 金	1,643,011
	2 国 庫 補 助 金	314,789
4 療養給付費等交付金		267,994
	1 療養給付費等交付金	267,994
5 前期高齢者交付金		2,670,953
	1 前期高齢者交付金	2,670,953
6 県 支 出 金		438,722
	1 県 負 担 金	72,231
	2 県 補 助 金	366,491
7 共同事業交付金		2,465,888
	1 共同事業交付金	2,465,888

(単位：千円)

款	項	金額
8 財 産 収 入		37
	1 財 産 運 用 収 入	37
9 繰 入 金		726,974
	1 他 会 計 繰 入 金	576,974
	2 基 金 繰 入 金	150,000
10 繰 越 金		50,000
	1 繰 越 金	50,000
11 諸 収 入		18,599
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	11,254
	2 貸 付 金 元 利 収 入	672
	3 雑 入	6,673
歳 入	合 計	10,639,902

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		38,336
	1 総 務 管 理 費	22,176
	2 徴 税 費	15,971
	3 運 営 協 議 会 費	189
2 保 険 給 付 費		6,455,994
	1 療 養 諸 費	5,645,873
	2 高 額 療 養 費	759,080
	3 移 送 費	20
	4 出 産 育 児 諸 費	42,021
	5 葬 祭 諸 費	9,000
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		1,231,045
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,231,045
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		623
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	623
5 老 人 保 健 拠 出 金		54
	1 老 人 保 健 拠 出 金	54
6 介 護 納 付 金		451,451
	1 介 護 納 付 金	451,451

(単位：千円)

款	項	金額
7 共同事業拠出金		2,315,554
	1 共同事業拠出金	2,315,554
8 保健事業費		132,103
	1 特定健康診査等事業費	76,794
	2 保健事業費	55,309
9 基金積立金		38
	1 基金積立金	38
10 公債費		1,644
	1 公債費	1,644
11 諸支出金		7,060
	1 償還金及び還付加算金	7,060
12 予備費		6,000
	1 予備費	6,000
歳出	合計	10,639,902

南 高 麗 診 療 所 勘 定

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		57,436
	1 外 来 収 入	50,608
	2 そ の 他 診 療 収 入	6,828
2 使 用 料 及 び 手 数 料		431
	1 使 用 料	78
	2 手 数 料	353
3 繰 入 金		31,529
	1 一 般 会 計 繰 入 金	31,529
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		23
	1 雑 入	23
歳 入	合 計	90,419

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		46,138
	1 総 務 管 理 費	46,138
2 事 業 費		43,281
	1 事 業 費	43,281
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	90,419

名 栗 診 療 所 勘 定

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		46,511
	1 外 来 収 入	41,821
	2 そ の 他 診 療 収 入	4,690
2 使 用 料 及 び 手 数 料		112
	1 使 用 料	24
	2 手 数 料	88
3 繰 入 金		29,173
	1 一 般 会 計 繰 入 金	29,173
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		197
	1 雑 入	197
歳 入	合 計	76,993

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		36,786
	1 総 務 管 理 費	36,786
2 事 業 費		39,207
	1 事 業 費	39,207
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	76,993

議案第35号

平成28年度飯能市下水道特別会計予算

平成28年度飯能市の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,829,507千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		11,456
	1 負 担 金	11,456
2 使 用 料 及 び 手 数 料		865,251
	1 使 用 料	865,124
	2 手 数 料	127
3 国 庫 支 出 金		461,500
	1 国 庫 補 助 金	461,500
4 財 産 収 入		774
	1 財 産 運 用 収 入	774
5 繰 入 金		688,199
	1 一 般 会 計 繰 入 金	577,067
	2 基 金 繰 入 金	111,132
6 繰 越 金		35,000
	1 繰 越 金	35,000
7 諸 収 入		93,727
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	15

		2 雜 入	93,712
8 市	債		673,600
		1 市 債	673,600
歳 入		合 計	2,829,507

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		2,046,837
	1 公 共 下 水 道 費	1,596,906
	2 終 末 処 理 場 費	449,931
2 基 金 積 立 金		775
	1 基 金 積 立 金	775
3 公 債 費		771,895
	1 公 債 費	771,895
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	2,829,507

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	673,600 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	673,600			

議案第 36 号

平成 28 年度飯能市笠縫土地区画整理特別会計予算

平成 28 年度飯能市の笠縫土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 728,749 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、102,000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 留 地 処 分 金		11,500
	1 保 留 地 処 分 金	11,500
2 国 庫 支 出 金		84,660
	1 国 庫 補 助 金	84,660
3 繰 入 金		497,979
	1 一 般 会 計 繰 入 金	497,979
4 繰 越 金		15,000
	1 繰 越 金	15,000
5 諸 収 入		10
	1 雑 入	10
6 市 債		119,600
	1 市 債	119,600
歳 入	合 計	728,749

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		42,109
	1 総 務 管 理 費	42,109
2 事 業 費		458,458
	1 事 業 費	458,458
3 公 債 費		227,182
	1 公 債 費	227,182
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	728,749

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	119,600 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	119,600			

議案第 37 号

平成 28 年度飯能市双柳南部土地区画整理特別会計予算

平成 28 年度飯能市の双柳南部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 339,044 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、53,000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 留 地 処 分 金		7,000
	1 保 留 地 処 分 金	7,000
2 国 庫 支 出 金		57,570
	1 国 庫 補 助 金	57,570
3 繰 入 金		219,673
	1 一 般 会 計 繰 入 金	219,673
4 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
6 市 債		49,800
	1 市 債	49,800
歳 入	合 計	339,044

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		793
	1 総 務 管 理 費	793
2 事 業 費		246,932
	1 事 業 費	246,932
3 公 債 費		90,819
	1 公 債 費	90,819
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	339,044

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	49,800 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	49,800			

議案第38号

平成28年度飯能市岩沢北部土地区画整理特別会計予算

平成28年度飯能市の岩沢北部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ460,049千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、82,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 留 地 処 分 金		7,000
	1 保 留 地 処 分 金	7,000
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 使 用 料	1
3 国 庫 支 出 金		72,100
	1 国 庫 補 助 金	72,100
4 財 産 収 入		9,600
	1 財 産 売 払 収 入	9,600
5 繰 入 金		273,847
	1 一 般 会 計 繰 入 金	273,847
6 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
7 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
8 市 債		92,500
	1 市 債	92,500

歳	入	合	計	460,049
---	---	---	---	---------

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		930
	1 総 務 管 理 費	930
2 事 業 費		416,118
	1 事 業 費	416,118
3 公 債 費		42,501
	1 公 債 費	42,501
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	460,049

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	92,500 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	92,500			

議案第 39 号

平成 28 年度飯能市岩沢南部土地区画整理特別会計予算

平成 28 年度飯能市の岩沢南部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 409,062 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、86,000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		3
	1 使用料	3
2 国庫支出金		80,360
	1 国庫補助金	80,360
3 繰入金		230,498
	1 一般会計繰入金	230,498
4 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
6 市債		93,200
	1 市債	93,200
歳 入	合 計	409,062

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		4,012
	1 総 務 管 理 費	4,012
2 事 業 費		361,823
	1 事 業 費	361,823
3 公 債 費		42,727
	1 公 債 費	42,727
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	409,062

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	93,200 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	93,200			

議案第40号

平成28年度飯能市特定環境保全公共下水道特別会計予算

平成28年度飯能市の特定環境保全公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,270千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		90
	1 分 担 金	90
2 使 用 料 及 び 手 数 料		13,100
	1 使 用 料	13,100
3 繰 入 金		59,979
	1 一 般 会 計 繰 入 金	59,979
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		101
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	100
歳 入	合 計	74,270

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		41,965
	1 特定環境保全公共下水道費	41,965
2 公 債 費		27,305
	1 公 債 費	27,305
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	74,270

議案第 4 1 号

平成 2 8 年 度 飯 能 市 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算

平成 2 8 年 度 飯 能 市 の 介 護 保 険 特 別 会 計 の 予 算 は、 次 に 定 め る と ころ に よ る。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6, 2 4 3, 0 2 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の
流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		1,528,026
	1 介 護 保 險 料	1,528,026
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,220,878
	1 国 庫 負 担 金	994,834
	2 国 庫 補 助 金	226,044
4 支 払 基 金 交 付 金		1,663,885
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,663,885
5 県 支 出 金		936,728
	1 県 負 担 金	872,691
	2 県 補 助 金	64,037
6 財 産 収 入		363
	1 財 産 運 用 収 入	363
7 繰 入 金		882,806
	1 一 般 会 計 繰 入 金	882,806

8 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
9 諸収入		333
	1 延滞金、加算金及び過料	11
	2 雑収入	322
歳入合計		6,243,020

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		90,562
	1 総 務 管 理 費	21,521
	2 徴 収 費	9,519
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	55,688
	4 事 業 計 画 策 定 委 員 会 費	3,834
2 保 険 給 付 費		5,746,229
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	5,273,561
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	105,858
	3 そ の 他 諸 費	5,375
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	108,095
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	18,556
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	234,784
3 地 域 支 援 事 業 費		399,082
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	161,175
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	34,994
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	202,614
	4 そ の 他 諸 費	299

4 基金積立金		364
	1 基金積立金	364
5 公債費		1,316
	1 公債費	1,316
6 諸支出金		1,467
	1 償還金及び還付加算金	1,467
7 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳出	合計	6,243,020

議案第42号

平成28年度飯能市後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度飯能市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ871,010千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		697,681
	1 後期高齢者医療保険料	697,681
2 繰入金		165,713
	1 一般会計繰入金	165,713
3 繰越金		3,000
	1 繰越金	3,000
4 諸収入		4,616
	1 延滞金、加算金及び過料	301
	2 償還金及び還付加算金	4,300
	3 雑入	15
歳入	合 計	871,010

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		16,362
	1 総 務 管 理 費	12,809
	2 徴 収 費	3,553
2 後期高齢者医療広域連合納付金		848,348
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	848,348
3 諸 支 出 金		4,300
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,300
4 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	871,010

議案第43号

平成28年度飯能市訪問看護ステーション特別会計予算

平成28年度飯能市の訪問看護ステーション特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,445千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		697,681
	1 後期高齢者医療保険料	697,681
2 繰入金		165,713
	1 一般会計繰入金	165,713
3 繰越金		3,000
	1 繰越金	3,000
4 諸収入		4,616
	1 延滞金、加算金及び過料	301
	2 償還金及び還付加算金	4,300
	3 雑入	15
歳入	合 計	871,010

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		16,362
	1 総 務 管 理 費	12,809
	2 徴 収 費	3,553
2 後期高齢者医療広域連合納付金		848,348
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	848,348
3 諸 支 出 金		4,300
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,300
4 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	871,010

議案第 4 4 号

平成 2 8 年度 飯 能 市 水 道 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成 2 8 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	3 5 , 5 0 0 戸
(給 水 世 帯 数)	(3 3 , 4 8 0 世 帯)
(2) 年 間 総 配 水 量	9 , 9 0 9 , 0 0 0 m ³
(3) 1 日 平 均 配 水 量	2 7 , 1 4 8 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
イ 老 朽 管 布 設 替 事 業	2 7 2 , 7 2 7 千 円
ロ 配 水 管 網 整 備 事 業	1 6 0 , 0 0 2 千 円
ハ 浄 水 施 設 等 再 構 築 事 業	2 0 0 , 6 6 4 千 円
ニ 取 水 ・ 浄 水 ・ 配 水 施 設 等 整 備 事 業	2 0 4 , 0 6 5 千 円
ホ 基 幹 施 設 耐 震 化 事 業	5 2 , 7 3 6 千 円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	1, 881, 955	千円
第1項 営業収益	1, 603, 553	千円
第2項 営業外収益	278, 130	千円
第3項 特別利益	272	千円
	支	出
第1款 水道事業費用	1, 739, 862	千円
第1項 営業費用	1, 662, 671	千円
第2項 営業外費用	73, 675	千円
第3項 特別損失	516	千円
第4項 予備費	3, 000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額642, 859千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58, 778千円、過年度分損益勘定留保資金308, 369千円、当年度分損益勘定留保資金275, 712千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	568, 544	千円
第1項 企業債	400, 000	千円
第2項 負担金	165, 126	千円
第3項 県補助金	3, 418	千円

	支	出
第1款 資本的支出	1, 211, 403	千円
第1項 建設改良費	993, 546	千円
第2項 企業債償還金	217, 857	千円
(企業債)		

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管布設替事業	千円 150,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金及 び地方公共団体金融 機構資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融 機構資金については、その融資 条件、銀行その他の場合にはそ の債権者と協定するところによ る。ただし、企業財政の都合に より繰上償還し、又は低利債に 借り換えることができる。
浄水施設等再構築事業	100,000	同上	同上	同上
取水・浄水・配水施設等整備事業	150,000	同上	同上	同上
計	400,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 208,213千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、9,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、23,613千円と定める。